

指定特定相談支援及び指定障害児相談支援

重要事項説明書

＜令和 7 年 6 月 25 日現在＞

社会福祉法人 熊野町社会福祉協議会
(熊野町社協障がい者相談支援センター)

当事業所は利用者に対して障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援サービス及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援サービスを（以下「指定特定相談支援サービス」という。）を、提供します。

本重要事項説明書は、当事業所と指定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業（以下「指定特定相談支援事業等」という。）に関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◇◆目次◆◇

1. 事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 事業実施地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4. サービス提供日及び提供時間・・・・・・・・	2
5. 職員の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6. 職員の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
7. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
8. サービスの利用に関する留意事項	5
9. 利用者の記録や情報の管理、開示について	5
10. 損害賠償保険への加入・・・・・・・・・・・・	5
11. 虐待の防止について・・・・・・・・・・・・	6
12. 身体的拘束等の適正化の推進について	6
13. 衛生管理について・・・・・・・・・・・・	6
14. 業務継続計画の策定について・・・・・・・・	6
15. 苦情の受付について・・・・・・・・・・・・	7

1. 事業者

法 人 名	社会福祉法人 熊野町社会福祉協議会
法人所在地	広島県安芸郡熊野町中溝一丁目11番1号
電 話 番 号	082-855-2855
FAX 番 号	082-820-5082
代表者氏名	会長 清代 政文
設立年月日	昭和62年 4月 2日

2. 事業所の概要

事業所の番号	指定特定相談支援事業所 3433105032 指定障害児相談支援事業所 3473100018
事業の目的	指定相談支援サービス
事業所の名称	熊野町社協障がい者相談支援センター
事業所の所在地	広島県安芸郡熊野町中溝一丁目11番1号
電 話 番 号	082-820-5330
F A X 番 号	082-820-5082
管 理 者 氏 名	宮崎 久江（兼任）
事業所の運営方針	①指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業等の提供に当たっては、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉・就労支援・教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 ②指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業等の運営に当たっては、市町・障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善・開発に努めます。 ③指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業等の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、計画作成対象障害者等に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
開 設 年 月	平成26年 4月 1日

3. 事業実施地域

安芸郡熊野町全域及び運営規定による。

4. サービス提供日及び提供時間

営 業 日	月曜日から金曜日まで ※祝日・年末年始（12月29日から1月3日）は原則として休業します。
提 供 時 間	8時30分から17時15分まで

※ただし、緊急を要する場合は 上記電話番号から携帯電話に転送され、連絡が可能です。

5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	人 員	業 務 内 容
1. 管理者	1	・ 従業者及び業務の管理
2. 相 談 支 援 専 門 員	2	・ サービス利用計画の作成 ・ 障害福祉サービス事業者との連絡調整等

当事業所では、利用者に対して指定計画相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

6. 職員の概要

職種	氏 名	
管 理 者	宮 崎 久 江	
相談支援専門員	(常勤・兼務) 宮 崎 久 江	(常勤) 曾 我 真 代

※サービス利用のために

従業者への研修の実施

ア 採用後1月以内に採用時研修を実施しています。

イ 研修会を実施しています。

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

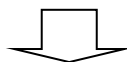
(1) サービス内容(第3条～6条参照)

①サービス等利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下、「福祉サービス等」という。)が総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

〈サービス等利用計画の作成の流れ〉

①相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことが出来るよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。



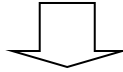
②サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。



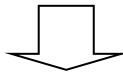
③利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及びその家族の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下、「福祉サービス等」という。)が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。



④利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域生活相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、障害者自立支援法第五条二十二項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成します。



⑤④で作成したサービス等利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定します。



⑥支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員はサービス等利用計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定します。

②サービス等利用計画作成後の便宜の供与

- ・サービス等利用計画作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- ・モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

③サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) サービスの利用料金（第7条参照）

①サービス利用料金

指定相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町から計画相談支援給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

事業者が計画相談支援給付費額の代理受領を行わない場合は、下記の金額をお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町に申請すると計画相談支援給付費が支給されます。）

②交通費

実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、実施地域を超えた地点から居宅まで要する交通費を請求する。当該の交通公共期間を利用する場合は実費を、又自動車等を使用する場合は、1キロメートルにつき20円の支払いを受けるものとする。

③利用料金のお支払い方法

前期②の費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに現金でお支払い下さい。

8. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

9. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第9条4項参照）

本事業所では、関係法令（及び社会福祉法人 熊野町社会福祉協議会個人情報保護規定）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、指定計画相談支援サービスを提供した日から5年間です。

※本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- (2) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
- (3) アセスメントの記録
- (4) サービス担当者会議等の記録
- (5) モニタリング結果の記録
- (6) 関係機関からの情報提供に関する記録
- (7) 契約書
- (8) 重要事項説明書
- (9) 利用者負担に関する関係書類
- (10) 利用者に関する市町への通知に係る記録
- (11) 利用者からの苦情内容等の記録
- (12) 事故の状況及び事故に際しての取った処置についての記録

閲覧・複写の受付

9:00~17:00

10. 損害賠償保険への加入（契約書第10条参照）

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和傷害保険株式会社
保 険 名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	基本契約：対人・対物事故補償 管理財物 人格権・経済的損害 事故対応 対人見舞費用

1 1. 虐待の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 宮崎 久江
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

1 2. 身体的拘束等の適正化の推進について

事業者は利用者等の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束廃止に向けて取り組みます

(1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

1 3. 衛生管理について

(1) 事業者は従業員等の生活の保持及び健康状態について必要な管理を行います。

(2) 事業者は当事業所の設備及び備品等について衛生的な管理を行います。

(3) 事業者は感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止の指針を整備しています。

③ 事業所において従業員に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

1 4. 業務継続計画の策定について

(1) 事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(2) 事業者は従業員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しています。

(3) 事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 苦情の受付について（契約書第15条参照）

（１）当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

熊野町社協 障がい者相談支援センター	電話番号 082-820-5330 FAX番号 082-820-5082 担当者 宮崎 久江 対応時間 8時30分から17時15分まで 土日祝日 12/29～1/3 を除く
-----------------------	--

熊野町社会福祉協議会 事務局	電話番号 082-855-2855 FAX番号 082-820-5082 問題解決責任者 時光 良弘 対応時間 8時30分から17時15分まで 土日祝日 12/29～1/3 を除く
-------------------	--

（２）行政機関その他苦情受付機関

熊野町健康福祉部社会福祉課 障害者福祉グループ	所在地 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号 電話番号 082-820-5635 FAX番号 082-855-0155 対応時間 8時30分から17時15分まで 土日祝日 12/29～1/3 を除く
----------------------------	---

広島県社会福祉協議会 （運営適正化委員会）	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 082-254-3414 FAX番号 082-256-2228 対応時間 8時30分から17時15分まで（土日祝日を除く）
--------------------------	--

（３）第三者委員会

本事業所では、地域にお住いの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

〈第三者委員〉

名 前	住 所	電話番号
東 川 邦 夫	熊野町出来庭九丁目30-4	854-5396
加 島 朋 代	熊野町萩原四丁目1番7号	854-8458
岡 本 順 子	熊野町新宮六丁目22番5号	854-1418

【説明確認欄】

令和 年 月 日

指定計画相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

（事業所） 熊野町社協障がい者相談支援センター

相談支援専門員名 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定計画相談支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

〈住所〉広島県安芸郡熊野町

〈氏名〉_____

代理人

〈住所〉広島県安芸郡熊野町

〈氏名〉_____

〈続柄〉_____